平成２４年（フ）第５００８号
大阪府守口市八雲東町２丁目78番地38―607号
債務者　大谷内健二
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０７４号
大阪市住之江区新北島４丁目１番１―222号
債務者　森田忠志こと　和　　忠偉
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０８１号
大阪府寝屋川市寝屋１丁目５番１―301号
債務者　鈴木　孝子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０８５号
大阪市東淀川区東中島３丁目６番１―204号
債務者　宮﨑　直美
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０９１号
大阪府吹田市南吹田５丁目37番37号
債務者　木寺ヒデ子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１２１号
大阪市西区九条南１丁目４番15―1104号
債務者　平澤由紀子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１２９号
大阪市東淀川区東中島１丁目17番１―206号
債務者　氷見　節子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４６号
大阪府泉佐野市中庄1840番地の32
債務者　島本浩二こと　金　　浩珍
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４４７号
大阪府泉佐野市中庄1840番地の32
債務者　島本宏美こと　田島　宏美
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４６５号
大阪府和泉市伯太町４丁目13番５号
債務者　築田　有香
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４６９号
大阪府岸和田市小松里町655番地の１
債務者　杉山　正裕
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４７１号
大阪府和泉市唐国町３―13―25ジェントリーＴ．Ｍ．Ｙ305号室、住民票上の住所広島市西区観音町14番20―502号
債務者　好川　龍一
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４８７号
大阪府岸和田市上野町西26番５―505号
債務者　杉山　達広
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４８８号
大阪府阪南市舞３丁目15番２号、前住所大阪府吹田市川岸町12番４号
債務者　田澤　　忍
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４９０号
大阪府泉佐野市上瓦屋927番地の７
債務者　大田　忠江
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３０２号
奈良市三碓１丁目10番15―303号
債務者　北　　寛和
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３１０号
奈良市松陽台１丁目２番503号
債務者　田中　義啓
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３６号
福岡県大牟田市沖田町347番地15
債務者　二宮　泰子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　福岡地方裁判所大牟田支部